

奈良県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 宗孝	天理市長柄町七七三―二
〃	東田 正二	〃 〃 七一八
〃	松原 茂	〃 〃 六四五
〃	老田 勝美	〃 〃 七二一
〃	出口 善嗣	〃 〃 八一六
〃	藪内 秀次	〃 西長柄町一〇三
監事	白川 信夫	〃 長柄町八三二
〃	堀田 信也	〃 〃 一〇一四―四
〃	橋本 芳實	〃 〃 六四六―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松田 全弘	天理市長柄町七二四
〃	飯田 重行	〃 〃 六八〇
〃	田中 一郎	〃 西長柄町四八
〃	飯田 雄一	〃 長柄町七七〇
〃	白川 宗和	〃 〃 八四六
〃	丸井 隆	〃 〃 五九七
監事	白川 信夫	〃 〃 八三二
〃	堀田 信也	〃 〃 一〇一四―四
〃	橋本 芳實	〃 〃 六四六―二